

奈良県営うだ・アニマルパーク内動物愛護センターにおける動物焼却炉等機器定期点検等整備業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和2年11月5日

奈良県うだ・アニマルパーク振興室
室長 藤井 幸雄



第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県営うだ・アニマルパーク内動物愛護センター動物焼却炉等機器定期点検等整備業務委託

2 入札物件の数量及び特質

入札説明書によります。

3 業務期間

契約日から令和3年2月10日（水）まで

4 業務場所

宇陀市大宇陀小附89

奈良県営うだ・アニマルパーク内 動物愛護センター

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げるすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目Q7諸サービスで登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

※「競争入札参加資格審査結果通知書の写し」の提出を必要とします。

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

- (4) 直近の3年以内に、近畿圏内において、動物焼却炉の定期点検あるいは大規模修繕業務の実績を有する者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第7条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続き開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続き開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなします。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定をうけた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続きの開始の申立てをしなかった者または申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 役員等が暴力団員でないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) (10) 及び (11) に掲げるほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 競争入札参加資格確認申請書を提出期限内に提出し、うだ・アニマルパーク振興室契約事務担当者的内容確認に関する必要な補正を行った者であること。

第3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒633-2112 宇陀市大宇陀小附89

奈良県うだ・アニマルパーク振興室動物愛護管理係

電話番号 0745-83-2631

第4 入札手続等

1 入札説明書及び仕様書の交付期間等

- (1) 交付期間 令和2年11月6日(金)から令和2年11月13日(金)までの平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)
- (2) 交付場所 第3に同じ。
- (3) 交付方法 奈良県知事公室うだ・アニマルパーク振興室のホームページからでもダウンロードすることができます
ホームページアドレス
<http://www.pref.nara.jp/1839.htm>

2 入札説明会の開催

実施しません。ただし、この物件の入札に参加しようとする者は、事前に上記第3に電話連絡のうえ、令和2年11月12日(木)17時までに現地を確認し、下記3に記載の競争入札参加資格確認申請書を等提出してください。

3 競争入札参加資格の確認

この物件の入札に参加しようとする者は、第2の(2)に係る資格審査とは別に、次に示す競争入札参加資格確認申請書等を持参又は郵送(書留郵便に限ります。)により奈良県うだ・アニマルパーク振興室長に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、(1)の提出期間内に競争入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

- (1) 提出期間 令和2年11月12日(木)から令和2年11月19日(木)までの平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除きます。)
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出部数 各1部
- (4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限ります。)
- (5) 競争入札参加資格確認申請書等記載事項は、入札説明書によります。

4 入札説明書及び仕様書に関する質問

入札説明書及び仕様書に関する質問がある場合においては、次のとおりFAXにより提出して下さい。

- (1) 提出日時 令和2年11月11日(水)から令和2年11月13日(金)までの午前9時から午後5時まで
- (2) 提出方法 FAX 0745-83-2573
- (3) 回答は令和2年11月17日(火)午後5時までにFAXで通知のうえ、閲覧に供します。

5 入札の場所等

(1) 場所 宇陀市大宇陀小附 8 9

奈良県営うだ・アニマルパーク内 動物愛護センター会議室

(2) 日時 令和 2 年 1 1 月 2 7 日 (金) 午後 2 時 3 0 分

6 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、表面に「奈良県営うだ・アニマルパーク内動物愛護センター動物焼却炉等機器定期点検等整備業務委託に係る入札書在中」と朱書するとともに、内封筒に入札書を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県うだ・アニマルパーク振興室長宛ての親展として、令和 2 年 1 1 月 2 6 日 (木) 午後 5 時まで第 3 に定める場所に到着するようにしてください。

7 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載してください。

第 5 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

奈良県契約規則 (昭和 3 9 年 5 月奈良県規則第 1 4 号) 第 1 9 条に定めるところによります。

4 入札者に要求される事項

(1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。

(3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第 7 条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

無

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)ら(5)でのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)ら(5)でのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) 該当する場合を除きます。）において、本県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)の「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他必要事項

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。